

分娩基本料の価格表示変更について

この度、当院ではより実状に即した情報をお伝えするため、分娩基本料の価格表示を変更いたします。詳細につきましては下記をご覧ください。

正常分娩の場合

7日間入院
(出産当日0日～7日間)

44万円

上記料金に含まれるもの

- ・分娩料
- ・食事料
- ・母乳育児相談料
- ・産後処置
- ・出生証明
- ・産科医療補償制度
- ・入院基本料
- ・準個室利用料

※上記は正常分娩でご出産され、母子ともに異常がない場合の料金です。

診療内容・入院日数(入院した日～出産された日までの日数・産後の日数)・お部屋の種類
入院中に使用された薬剤・検査・処置など、お産の経過や内容によって費用が変動します。

※当院では分娩時間(時間外・深夜・休日)による追加費用はいただいておりません。

休日・時間帯に関係なく一律の料金です。

※7日間の入院をおすすめしておりますが、入院期間の短縮や延長についてはスタッフへご相談ください。

追加料金・オプション料金

- 投薬・注射・検査・処置・手術等を実施した場合
- 赤ちゃんへの処置・治療・検査・投薬・新生児看護料(1日:8,000円)の費用は別途発生します ※赤ちゃんが医学的理由により保険適用となった場合には費用が異なります
- 個室をご利用の場合 / 個室:12,000円(非課税)
- 産後お祝い膳をご提供した場合



産科医療補償制度

産科医療補償制度とは、出産時に重度脳性まひとなったお子様とご家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析を行い、再発防止に資する情報を提供することなど、産科医療の質の向上をはじつことを目的とした制度です。

当院は産科医療補償制度に加入しており、入会費用として12,000円(非課税)をいただいています。(基本料金に含まれています)

出産育児一時金直接支払い制度

健康保険に加入されている方は、赤ちゃん1人につき約50万円の支給が受けられます。

ご出産前の事前手続きを行うことで出産一時金(50万円)が直接振り込まれます。お支払いは差額分の金額をご用意いただくようになります。

- **出産費用が50万円を超えた場合**
不足分を窓口でお支払いいただきます
- **出産費用が50万円未満で収まった場合**
差額を医療保険者に請求することができます

今回は過去の実績をもとに、基本的な分娩費用の概算額表示について変更しております。算定方法・内訳費用は従来通りです。総額費用は妊産婦さんの状況によって異なりますのでご了承ください。厚生労働省から[出産なび](#)が公開されていますので分娩費用の目安などご参考になさってください。

【出産なび】丸の内病院の情報はこちらから → [当院の施設情報](#)

なお、産科ホームページはより分かりやすく情報をお届けできますよう、近々リニューアル公開予定です。これからも皆様には有益な情報をいち早くご提供できますよう、コンテンツの拡大や機能改善に努めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。